◆既存ブロック塀等の安全性に係る確認等の実施について

１目的

近年各地で頻発する地震において、ブロック塀等の倒壊により人命が失われる事故が発生している。同様の事故を未然に防ぐため、既存のブロック塀の現況調査及び是正をすすめる必要がある。

そのため、建築確認申請及び完了検査申請の時期に併せて安全点検の実施及び改修計画の提出を求め、適確に指導を行うことで、危険なブロック塀等を排除し、併せて、所有者の管理責任について啓発を図る。

２運用

（１）適用範囲

①熊本市以外の区域について適用する。（熊本市は以前より既存ブロック塀についての指導を実施しており、独自の運用があるため）

②点検対象規模

・地盤上高さ８０ｃｍを超えかつ３段以上。

（地盤に高低差がある場合は低い側からの高さ）

③原則、全てのブロック塀等が対象。特に以下に該当するものは優先的に点検・是正を求める。

・一般の用に供される道路、通路に面するもの

・公園、駐車場、店舗等、一般の人が容易に立ち入ることができる場所に面するもの

・目視で確認できる明らかな違反があるもの

・明らかに危険性があるもの

（２）建築確認申請時に行う手続き

①建築主は「既存ブロック塀等の安全点検・是正報告書」（以下「点検報告書」という）をもとに点検を実施し、点検欄に判定結果を記入する。

　※「建築確認申請事前調査報告書」の「６.既存ブロック等」欄を記入する。

②建築主は点検の結果、是正が必要となった場合、是正計画を記入し、確認申請に添付する。

※配置図等にブロック塀等の位置、高さ、構造等を記載し、是正が必要なものについては、是正内容を記載する。

③指定確認検査機関及び建築主事は、確認申請受付時に建築主への周知用チラシを配布するなど、既存ブロック塀の基準を周知し、適正な点検及び維持管理を促す。

また、明らかな違反や危険性があるものについては、建築主に対して是正のための技術的な助言をするとともに、特定行政庁に報告をする。

④特定行政庁は点検報告書及び指定確認検査機関等からの報告を基に、建築主等に対して、必要に応じて指導する。

（３）完了検査申請時に行う手続き

①建築主は建築確認に係る工事が完了するまでに、既存ブロック塀の是正を完了する。

②建築主は点検報告書に是正後の写真を貼付して、完了検査申請時に提出する。

③指定確認検査機関は完了検査において、既存ブロック塀の是正状況、違法性及び危険性を確認し、必要に応じて建築主に技術的な助言をするとともに、特定行政庁に報告する。

④特定行政庁は、指定確認検査機関等から報告があった場合は、必要に応じて建築主に是正の指導を行う。

３業務フロー

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 建築主 | 指定確認検査機関/建築主事 | 特定行政庁 |
| 建築確認 | 安全点検・事前調査報告書・点検報告書記入・図面に記載建築確認申請・点検報告書添付是正維持管理 | 審査・確認確認報告・点検報告書添付チラシの配布 | 報告受付 |
| 完了検査 | 完了検査申請・点検報告書に是正写真を貼付して提出 | 完了報告・点検報告書添付未是正検査・現況確認 | 報告受付 |
| 完了検査後 | 是正維持管理 |  | 是正指導フォローアップ |